

## 環境創造シアター新規映像制作業務 仕様書

## 1 件名

環境創造シアター新規映像制作業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

## 3 目的

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」（以下「コミュタン福島」）は、子どもたちや県民とともに福島県の未来を創造する対話と共創の場であり、360度全球型シアターである環境創造シアターが設置されている。環境創造シアターでは、現在、福島県オリジナル作品として放射線の正しい理解や福島県の魅力を体感することなどを目的に「放射線の話」、「福島ルネッサンス」等を上映している。

本業務では、コミュタン福島で予定される展示室の更新に合わせて、“環境を軸に未来志向の明るいビジョン”を抱ける映像を制作し、環境創造シアターから発信することを目的にする。

## 4 委託業務の内容

映像の尺は5～7分程度、解像度は全周線画素数7K以上とし、以下に示すテーマについて映像を制作する。なお、制作した映像は環境創造シアターへ装填等を行い、環境創造シアターにおいて上映が可能な状態にすること。

## (1) 映像のテーマ

## ア テーマ

「ふくしまの環境の未来」

## イ 構成要素

- ・ 地球温暖化問題とカーボンニュートラル、SDGsなど環境を巡る世界的動向を踏まえた福島県ならではの未来に向けたメッセージを発信する内容であること。
- ・ 環境を軸に未来志向の明るいビジョンを示す内容であること。
- ・ 福島県環境創造センター交流棟展示更新検討会において検討された概要設計を踏まえ、コミュタン福島の展示更新における環境創造シアターの役割が担える内容であること。

（参考：福島県環境創造センター交流棟＋展示室更新設計に係る概要設計（案）

[https://www.fukushima-kankyosozo.jp/lancelot/common\\_files/images/public/02reegeq.pdf](https://www.fukushima-kankyosozo.jp/lancelot/common_files/images/public/02reegeq.pdf)）

## ウ 映像制作における留意点

- ・ 主に小学校高学年児童を対象とした映像を制作するものとし、視聴者にわかりやすい内容になるよう演出等を工夫すること。
- ・ 効果音及びBGM等は、視聴者の興味を映像へ引き込むようなものを選択すること。

と。

エ 受注者は、映像の制作業務に着手する前に次の書類を提出し、発注者の承諾を得ること。

- ・ 映像企画書
- ・ シナリオ及び映像コンテ（構成台本）

※ 当該シナリオ等については、発注者の承諾後も確定されたものとせず、学術上・教育上等の見地から、映像制作中においても変更を指示することがある。

(2) ナレーション

日本語、英語、中国語、韓国語のナレーションを選択し、上映できること。

(3) 総括責任者

受注者は、本業務を行うに当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

(4) 進行管理

受注者は、常に本業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。また、発注者との間で随時打合せを行うものとする。

(5) 報告等

受注者は、発注者が本業務の進行状況について説明を求めた場合は、速やかに進行状況等について報告しなければならない。

(6) 対外交渉

受注者は、この業務の進行に際し、官公署・各種団体・出演者・その他第三者に対して説明あるいは交渉を要する場合または説明を求められた場合には、速やかに発注者に連絡し、その取扱いについて、発注者の指示を受けるものとする。

(7) 成果品に係わる権利

ア 本業務において作成された一切の成果品に関する権利は全て福島県に帰属する。

特に著作権の取扱いについては、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を福島県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に受注者又は第三者が従前から著作権その他の知的財産権を有していたものが含まれる場合は、当該著作権その他の知的財産権は受注者または第三者に留保されるものとする。

イ 映像に使用する音楽・効果音等の著作権に関して、受注者の負担において一切の処理を行うものとし、映像の上映後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。

ウ 制作した映像の環境創造シアターにおける上映の他、他館等における利用並びに上記目的及び保存を目的に成果品等からの別媒体への複製についても、受託者の承諾を得ずに発注者が独自に行えるものとする。

(8) 撮影に関わる機材及び権利処理等

ア 本業務において、全球に投映する実写映像の撮影に使用する機材は全周解像度 7 K以上の解像度を有する機材を使用すること。

イ ドローン撮影に関しても上記解像度を有する機材を使用し、撮影に関する権利処理及びドローン撮影における許諾処理は受注者が責任をもって処理すること。

ウ 令和4年12月改正の航空法に従ったドローンの操縦資格を取得すること。

(9) シアターへの装填

ア 本業務のシアターへの装填作業は、シアターの投影システムに適合した適切な装填を行うこと。

イ 音響の装填も同時行い、シアター音響システム（11.1ch）に合った音場調整を行うこと。

ウ 装填された映像及び音響データのバックアップを同時に納品すること。

5 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

ア 業務着手届（任意様式）

イ 総括責任者通知書（任意様式）

ウ 実施工程表

エ その他、発注者が業務に必要と認める書類

(2) 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

ア 業務完了届（任意様式）

イ その他、発注者が業務内容の確認に必要と認める書類

6 成果品

成果品は以下のとおりとし、福島県環境創造センター総務企画部企画課に提出する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 委託業務報告書（A4判（製本）） | 3部 |
| (2) 映像資料等を収めた電子媒体    | 一式 |

なお、成果物の提出後1年間は保証期間とし、当該期間中に材料及び制作中の欠陥による不具合が生じた場合は、受注者の責任において、無償で代替品の提供等処理を行うものとする。

8 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

ア 受注者は、委託の履行に際し委託業務の全てまたは主要部分を一括して第三者に委託することが出来ない。

イ 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

ウ 契約書の各条項または本仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先においても厳守するものとし、再委託先がこれを厳守することにおいて、受注者は一切の責任を負う。

(2) 履行の確認

受注者は、業務が完了した場合、発注者の検査を受けなければならない。その際に、発注者の確認に立ち会わなければならない。

### (3) 秘密の保持

- ア 受注者は、本契約の履行に際して知り得た業務の内容を、第三者に漏らしてはならない。
- イ 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

### (4) 個人情報の取扱い

- ア 発注者が保有する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て発注者の保有個人情報であり、発注者の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。
- イ 委託期間の満了後は、受注者は、発注者の保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものも含む）を発注者に返却するものとする。

## 9 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、発注者と協議しながら作業を進めること。
- (2) シナリオ、コンテの制作にあたっては、受注者は提案時の企画をもとに、発注者と綿密な連絡・調整を行い、十分に発注者の制作意図が反映されたものとする。
- (3) 発注者が受注者に対して貸与したものは、履行後速やかに返却すること。
- (4) 本業務の実施に伴い他に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (5) 本業務を行うにあたり必要となる機材、消耗品等に要する経費、現地調査経費、既存映像・画像、音楽・効果音等の使用に係る経費、撮影・編集の段階に用いる特殊な技術、その作業に要する経費などは、請負金額の範囲内で受注者が一切の処理をすること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項については、受注者の責任の下で充足すること。
- (7) 受注者は、本仕様書に定めのない事項については、必要の都度、発注者と協議して定めるものとする。